

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 31 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その14）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。
（令和元年1月24日付け事務連絡から、別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 2 年 1 月 31 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、別紙に掲げる市町村の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

別紙

市町村

(令和2年1月31日午後0時時点)

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		久慈市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		普代村
7		野田村
8		洋野町
9	宮城県	仙台市
10		石巻市
11		塩竈市
12		気仙沼市
13		白石市
14		名取市
15		角田市
16		多賀城市
17		岩沼市
18		登米市
19		栗原市
20		東松島市
21		大崎市
22		富谷市
23		蔵王町
24		七ヶ宿町
25		大河原町
26		村田町
27		柴田町
28		川崎町
29	丸森町	
30	亘理町	

31		山元町
32		松島町
33		七ヶ浜町
34		利府町
35		大和町
36		大郷町
37		大衡村
38		色麻町
39		加美町
40		涌谷町
41		美里町
42		女川町
43		南三陸町
44	福島県	福島市
45		郡山市
46		いわき市
47		白河市
48		須賀川市
49		喜多方市
50		田村市
51		南相馬市
52		伊達市
53		本宮市
54		桑折町
55		国見町
56		大玉村
57		鏡石町
58		天栄村
59		下郷町
60		檜枝岐村
61		只見町
62		磐梯町
63		会津美里町
64		西郷村

65		泉崎村
66		矢吹町
67		棚倉町
68		鮫川村
69		石川町
70		玉川村
71		平田村
72		浅川町
73		古殿町
74		三春町
75		小野町
76		檜葉町
77		富岡町
78		川内村
79		大熊町
80		双葉町
81		浪江町
82		葛尾村
83		飯舘村
84	茨城県	日立市
85		土浦市
86		石岡市
87		常総市
88		常陸太田市
89		高萩市
90		北茨城市
91		常陸大宮市
92		大子町
93		神栖市
94		八千代町
95		守谷市
96		つくば市
97		ひたちなか市
98		かすみがうら市

99		桜川市
100	栃木県	宇都宮市
101		足利市
102		栃木市
103		佐野市
104		鹿沼市
105		日光市
106		大田原市
107		矢板市
108		那須塩原市
109		さくら市
110		塩谷町
111		那須町
112		那珂川町
113		那須烏山市
114		小山市
115		下野市
116		上三川町
117		茂木町
118		市貝町
119	壬生町	
120	群馬県	前橋市
121		高崎市
122		桐生市
123		沼田市
124		館林市
125		渋川市
126		藤岡市
127		富岡市
128		安中市
129		榛東村
130		吉岡町
131		神流町
132		上野村

133		下仁田町
134		南牧村
135		甘楽町
136		中之条町
137		長野原町
138		嬭恋村
139		草津町
140		高山村
141		玉村町
142		千代田町
143		大泉町
144		みなかみ町
145		みどり市
146		東吾妻町
147	埼玉県	さいたま市
148		川越市
149		熊谷市
150		川口市
151		行田市
152		秩父市
153		所沢市
154		飯能市
155		本庄市
156		東松山市
157		春日部市
158		狭山市
159		深谷市
160		越谷市
161		蕨市
162		戸田市
163		入間市
164		朝霞市
165		志木市
166		和光市

167		新座市
168		富士見市
169		坂戸市
170		鶴ヶ島市
171		日高市
172		ふじみ野市
173		三芳町
174		毛呂山町
175		越生町
176		滑川町
177		嵐山町
178		小川町
179		鳩山町
180		ときがわ町
181		横瀬町
182		皆野町
183		長瀬町
184		小鹿野町
185		東秩父村
186		美里町
187		神川町
188		上里町
189		寄居町
190	千葉県	銚子市
191		館山市
192		木更津市
193		茂原市
194		君津市
195		富津市
196		袖ヶ浦市
197		八街市
198		富里市
199		南房総市
200		匝瑳市

201		香取市
202		山武市
203		大網白里市
204		横芝光町
205		鋸南町
206	東京都	大田区
207		世田谷区
208		北区
209		板橋区
210		練馬区
211		八王子市
212		立川市
213		昭島市
214		調布市
215		町田市
216		小金井市
217		日野市
218		福生市
219		狛江市
220		東大和市
221		武蔵村山市
222		稲城市
223		羽村市
224		あきる野市
225		瑞穂町
226	日の出町	
227	檜原村	
228	奥多摩町	
229	神奈川県	川崎市
230		相模原市
231		平塚市
232		小田原市
233		茅ヶ崎市
234		秦野市

235		厚木市
236		伊勢原市
237		海老名市
238		座間市
239		南足柄市
240		寒川町
241		大井町
242		松田町
243		山北町
244		箱根町
245		湯河原町
246		愛川町
247		清川村
248	新潟県	上越市
249	山梨県	富士吉田市
250		都留市
251		韭崎市
252		北杜市
253		笛吹市
254		上野原市
255		甲州市
256		市川三郷町
257		身延町
258		南部町
259		鳴沢村
260		富士河口湖町
261		小菅村
262		丹波山村
263	長野県	長野市
264		松本市
265		上田市
266		岡谷市
267		諏訪市
268		須坂市

269		小諸市
270		伊那市
271		中野市
272		茅野市
273		塩尻市
274		佐久市
275		千曲市
276		東御市
277		安曇野市
278		小海町
279		南相木村
280		北相木村
281		佐久穂町
282		軽井沢町
283		御代田町
284		立科町
285		青木村
286		長和町
287		富士見町
288		原村
289		辰野町
290		宮田村
291		麻績村
292		生坂村
293		坂城町
294		小布施町
295		高山村
296		山ノ内町
297		木島平村
298		飯綱町
299		栄村
300	静岡県	伊豆の国市
301		函南町

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 31 日

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
千葉県健康福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、「令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村おける利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。